

人間文化研究機構事務連絡協議会設置要項

平成16年6月11日
機 構 長 決 定
平成28年5月10日改正
平成29年4月20日改正
令和6年5月21日改正
令和6年7月29日改正

(設置)

第1 人間文化研究機構に人間文化研究機構事務連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2 協議会は、機構本部及び各機関間の連絡を緊密にし、事務の能率的な運営を図るとともに、必要に応じ、事務管理上の諸問題について協議することを目的とする。

(組織及び運営)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務局長
- 二 各機関管理部長（以下「管理部長」という。）
- 三 本部事務局各課長

2 協議会は、事務局長が招集し、主宰する。

3 協議会は、原則、月1回定例会議を開催する。

4 事務局長は、必要があると認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

5 事務局長は、必要があると認めるときは、第3 第1項に規定する構成員以外の者を出席させることができる。

6 協議会に、管理運営上の諸課題について検討を行うため、作業部会を置く。

7 協議会に、本部及び各機関が有する業務上の諸課題及び情報の共有、意見の交換・調整等を行うため、協議会の議を経た上で、連絡会を置くことができる。

(その他)

第4 本要項の定めるもののほか、作業部会の組織・運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

2 協議会、作業部会及び連絡会（以下「協議会等」という。）に参集するための旅費は、協議会等構成員の所属する機関が負担する。

附 則

この要項は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月29日から施行する。